

Ⅲ 中央大会関連事項

1 審判資格

- 中央大会に出場するには、審判資格が必須となります。
 - ・ 審判講習会を受講して資格を取得します。
 - ・ 審判資格は、審判講習会を受講し、資格を取得した年から6年間が有効期間です。
 - ・ 審判資格の有効期限は全て3月31日までとなります。
 - ・ 審判資格がない方は、中央大会までに開催される審判講習会を必ず受講して審判資格を取得してください。

2 技術等級

- 中央大会への出場に際し、技術等級の取得が必須になる場合があります。
 - ・ 1度取得すれば生涯継続されます。
 - ・ 一般男女のみが必須の資格です。（一般男女以外は不要）
 - ・ （公財）日本ソフトテニス連盟の技術等級制度規程により取得する必要があります。
 - ・ 検定会での技術等級取得方法もありますが、神奈川県では現在実施していません。（実施が確定したらホームページ等で公開します。）そのため、大会による実績取得のみとなります。
 - ・ 大会による技術等級取得には、その大会の参加ペア数により取得できる等級が異なります。大会により必須等級が異なるので注意してください。
 - ・ 詳細は神奈川県ソフトテニス連盟または日本ソフトテニス連盟のホームページで確認してください。
 - ・ 技術等級の詳細に関する問い合わせは、技術等級担当の大中（090-2323-5740）までご連絡ください。

3 予選会の本大会推薦に関して

- 本大会までに、本大会参加資格となる技術等級と公認審判員制度の資格を有する者。
- 予選会で代表の権利を得たペアで、技術等級が参加資格に到達していない場合、技術等級の申請ができます。ただし、日本ソフトテニス連盟技術等級基準で参加組数により取得できる組数が変わることから、予選会に参加しても出場に必要な等級を取得できない場合もあり、本大会に推薦できない可能性があります。
※上記のような可能性がある場合、申し込み後参加選手に通達します。
- 中央大会に出場が決定した選手は、県連選出に関する諸届の手続きを行っていただく場合があります。
- 他都道府県選手と組んで出場する場合、必要に応じて所属連盟会長の承諾を得ること。（承諾書の提出は不要です）
※上記の内容に違反した場合は、当該選手を1年間の出場停止とする場合があります。
- 本県の予選会に出場した者が、他都道府県の予選会に出場することはできません。また、他都道府県の予選会に出場した者は、本県の予選会に出場できません。
※上記の内容に違反した場合は、当該選手を1年間の出場停止とする場合があります。
- 中央大会の出場権利を得た者が棄権をする合、必ず神奈川県連盟に連絡してください。
※上記内容に違反した場合は、当該選手を1年間の出場停止とする場合があります。
- 疾病等なんらかの事情により、ペアの内1名が出場できなくなった場合、ペアの変更ができるものとします。代わりの選手は次のとおりとします。変更届の提出が必要となる場合がありますので、神奈川県連盟に申し出ること。
* 代わりとなる選手が神奈川県から登録している場合
 - ・ 予選会を開催した大会・種目の場合は、当該予選会に出場した選手であること。
 - ・ 公認審判資格を有すること。
 - ・ 技術等級取得者の参加条件のある大会では、その等級の取得者であること。

* 代わりとなる選手が他都道府県等から登録している場合

- ・代わりとなる選手が所属する加盟団体長の承諾を得られている選手であること。（承諾書の提出は不要です）
- ・公認審判資格を有しており、技術等級取得者の参加条件のある大会では、その等級の取得者であること。

※上記の内容に違反した場合は、当該選手を1年間の出場停止とする場合があります。

- 他都道府県等の選手の代わりに出場する場合、必ず神奈川県連盟に申し出ること。

※上記の内容に違反した場合は、当該選手を1年間の出場停止とする場合があります。

- 本部推薦に該当する選手も必ず申し込みをすること。

※本部推薦枠の者は申し込み時にその旨を入力のこと（申込書の備考欄に入力）。

- 中央大会申込期限までに本部推薦に該当する選手が出た場合は、当該予選会の成績、その時点でのランキングポイント、同年度内の他大会の成績をもって、競技委員会で追加推薦選手を選考します。

4 注意

- 予選会を通過したとしても、審判資格と技術等級を持っていない場合は、中央大会には参加できません。
- 中央大会の情報は、日本ソフトテニス連盟のホームページなどで、随時、確認しておいてください。
- 中央大会は、参加者全員がドーピング検査の対象となる可能性があります。